

厚木市厚木こども科学賞審査会委員委嘱式・審査会次第

日時 令和6年11月6日（水）午前9時から

場所 厚木市役所第二庁舎 16階会議室

1 厚木市厚木こども科学賞審査会委員委嘱式

（１）開会

（２）委嘱状交付

（３）挨拶

（４）閉会

2 厚木市厚木こども科学賞審査会

（１）委員紹介

（２）会長選出

（３）議題

ア 厚木こども科学賞審査会審査要領について

イ 審査員長及び審査員について

（４）審査について

（５）作品審査

（６）審査のまとめ

（７）挨拶

（８）閉会

厚木市厚木こども科学賞審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市厚木こども科学賞審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、厚木こども科学賞主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第15回厚木こども科学賞審査会 審査要領（案）

1 趣 旨

厚木こども科学賞の審査を適正かつ公平に行うため、審査について必要な事項を定める。

2 審査会

審査会は、厚木市厚木こども科学賞審査会（以下「審査会」という。）と称し、審査員長及び審査員で構成する。

3 審査員長及び審査員

審査員長は審査会会長とし、審査員は審査会委員とする。

4 作品の部門

- （1）小学生の部（科学研究レポート、科学作品）
- （2）中学生の部（科学研究レポート、科学作品）

5 審査の観点

（1）科学研究レポート

- ア ユニークな発想やアイデアであるか。
- イ 研究の動機が明確で、問題がはっきりとらえられているか。
- ウ 見通しを立てて、計画的に、研究や努力が積み上げられているか。
- エ 観察、実験、調査から導かれた客観的なデータに基づいて結論が出されているか。

（2）科学作品

- ア ユニークな発想やアイデアであるか。
- イ 着想が新しいか。
- ウ 科学的な原理や技術に基づいているか。

6 審査の方法

（1）予備審査

審査会を円滑に進めるため、事前に教育指導課指導主事、学校教育指導員により行う。

（2）一次審査

小学生、中学生の部門ごとに各審査員が審査する。

（3）二次審査

各審査員が選出した作品の中から審査員による協議により、入選以上の候補作品を選出する。

（4）最終審査

二次審査を通過した作品の中から、各賞を決定する。

第 15 回厚木こども科学賞 審査の流れ

1 予備審査

- (1) 審査会を円滑に進めるため、事前に教育指導課指導主事、学校教育指導員により行う。
- (2) 募集内容の要件を満たしていない作品は審査対象外としておく。絵については予備審査を行わない。

2 一次審査

小学生、中学生の部門ごとに審査する。

- (1) 科学研究レポート（小学生の部・中学生の部）については、審査の観点から総合的に判断し、各審査員が各 10 点を選出する。
- (2) 科学作品（模型・絵）については、審査の観点から総合的に判断し、各審査員が全体から 2 点以内を選出する。

3 二次審査

各審査員が選出した作品の中から審査員による協議により、小学生の部、中学生の部から合計 21 点の作品を選出する。

4 最終審査

- (1) 二次審査を通過した作品の中から、審査員の協議により、「こども科学大賞」各 1 点、「こども科学優秀賞」各 2 点を選出する。
- (2) 上記 6 点以外の二次審査を通過した作品 15 点を全て「入選」とする。

5 講評

審査員長が総評を行い、各審査員が「こども科学大賞」「こども科学優秀賞」の受賞作品の講評を行う。

参考：応募作品数

() 内は審査会出品数

	科学研究レポート	科学作品（模型）	科学作品（絵）	合 計
小学生	202 点 (78)	27 点 (10)	11 点 (9)	240 点 (97)
中学生	92 点 (92)	0 点 (0)	—	92 点 (92)
合 計	294 点 (170)	27 点 (10)	11 点 (9)	332 点 (189)